

会 議 録

会議の名称	第46回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和5年1月20日(金) 15時00分から 16時00分まで
開催場所	和泉市役所本館3階 3A会議室
出席者	委員：弁護士、大学教授、警察OB 事務局：(契約検査室)室長兼検査担当課長、契約担当課長、総括主幹、総括主査 計7名
会議の議題	1. 報告案件 (1) 入札・契約手続きの運用状況について ①和泉市制限付一般競争入札実施要綱の一部改正について (2) 指名停止について (3) 再苦情処理の状況について 2. 審議案件 (1) 工事等の入札方法別抽出事案審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。(審議対象期間：令和4年8月1日から令和4年11月30日までの工事等入札案件)
会議の要旨	事務局から、入札・契約手続きの運用状況、指名停止、再苦情処理の状況について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行なった。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の必要事項(会議の公開・非公開、傍聴人数等)	会議非公開

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1. 報告案件

（1）入札・契約手続の運用状況について

①和泉市制限付一般競争入札実施要綱の一部改正について

委員長～案件の内容について説明願う。

事務局～制限付一般競争入札において、入札参加業者を市内及び準市内業者のみとする地域要件の適用条件を明文化するとともに、地域要件を適用した工事については、公募型指名競争入札と同様に、受注可能件数を各工種につき年間1件までとする準市内業者への受注制限を規定すべく改正を行った。

委 員～他自治体でも同様に地域要件を定めているのか。

事務局～地域要件を設定している自治体があることは確認している。

委 員～これまでは、地域要件の適用を案件ごとに和泉市制限付一般競争入札審査会に諮っていたとのことだが、全て諮っていたのか。

事務局～地域要件の設定に関わらず、制限付一般競争入札の全案件を和泉市制限付一般競争入札審査会に諮り、参加資格等を審議している。地域要件の設定について、これまでは適用条件が定まっていなかったため案件ごとに工事内容等をもとに判断していたが、今回適用条件を明確化したことで、適用条件に従って判断を行うこととなる。

（2）指名停止について

・指名停止業者 7者

委 員～質疑等なし

（3）再苦情処理の状況について

・苦情処理案件 該当無し

2. 審議案件

（1）工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局～令和4年8月1日から令和4年11月30日まで（69件）の委員抽出案件（10件）について説明

・制限付一般競争入札案件（4件のうち、1件）

事務局～和泉市制限付一般競争入札実施要綱において、土木一式工事については、設計金額が1億5,000万円以上、建築一式工事・電気工事・管工事・造園工事及び舗装工事については、設計金額が9,000万円以上の工事が対象工事となる。

①仏並2-37号線管布設工事

質疑なし

委員長～制限付一般競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・公募型指名競争入札案件（51件のうち、5件）

事務局～公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。

- ②府中町五丁目配水管布設工事
- ③黒鳥配水池解体工事
- ④黒鳥山公園整備工事（R4-1）
- ⑤旧和泉市立横山老人集会所除却工事
- ⑥平井2-32-2号線管布設工事

委員～③と④の工事は関連している工事なのか。

事務局～③は、遊休施設である黒鳥配水池の解体を行うもので、④は総合公園として年次的に整備を進めているものであり、場所が隣接しているが関連している工事ではない。

委員～③⑤⑥で、入札の手続きをしなかったため失格の業者があるとのことだが、入札書の提出忘れということか。

事務局～これらの入札は電子入札で執行しており、入札期限までに入札又は辞退の手続きのいずれもなかったため、失格となったものである。

委員長～公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・指名競争入札案件（8件のうち、2件）

事務局～指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は（和泉市建設工事指名競争入札実施要綱）に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。

- ⑦和泉市立コミュニティ体育館屋上防水改修工事
- ⑧岡町2-37-1号線実施設計業務委託

委員～⑧や、今回抽出されていない案件において、指名業者数が10というのがいくつかあるが、指名業者数が同じである理由は何か。

事務局～和泉市建設工事指名業者選定要綱において、設計金額に応じて選定業者数を定めている。これらの案件については、設計金額に応じた選定業者数が同じであったため、指名業者数も同じとなっている。

委員長～指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・ 随意契約案件（6件のうち、2件）

⑨市立北松尾保育園厨房空調設備改修緊急工事

⑩和田浄水場外原水流量計等取替工事

委員～工事等一覧表によると、同一業者と複数の工事を随意契約しているが、理由は何か。

事務局～これらの工事は緊急に施工が必要となったものである。過年度の施工実績があり市民への被害を防ぐためや、現場付近に事務所がある等の理由により、それぞれ選定している。

委員～随意契約においては、業者選定理由をきちんと説明できるようにする必要がある。また、緊急的な案件でも特定業者以外も対応できるのが望ましいと考える。

事務局～選定理由を説明できるようするとともに、可能な限り分散して発注するよう努めてまいりたい。

委員長～随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

以上